

第2回 子どもの学びと不登校を 考える鳥取県民のつどい

令和元年12月1日(日)

北条農村環境改善センター

主催 鳥取県不登校の親の会ネットワーク
子どもの学びと不登校を考える鳥取県民のつどい実行委員会

1

参加者のみなさんへ

・注意事項

会場内の撮影、録音はNG

携帯の電源は 切るかマナーモードに

・話し合いのルール

ルール1. 自分の立場を言ってから発言する

ルール2. みんなの意見を尊重する

ルール3. 個人や団体の批評はしない

ルール4. 多様性を大切にする

ルール5. 建設的、発展的な提案は大歓迎です

2

討論資料

文部科学省
不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)
平成28年9月14日

「不登校は問題行動ではない」
「学校へ戻すことだけがゴールではない」

「普通教育機会確保法」が成立 平成28年12月14日
「学校以外の場での多様な学習活動の重要性」

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の
出欠の取扱い等について(通知) 平成17年7月6日

「ICT利用の自宅学習も出席扱いにできる」

3

3つのポイント

1つ目: 学校を休んでもよい

2つ目: 学校以外の場の重要性を認めた

3つ目: 自宅学習も出席扱いになる

文科省
「学校に行かないことも選択肢のひとつであり問題ではない。
学校以外の学び方も自宅学習もOKである。」

4

文科省が県教委や学校に通知

「不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、**学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である**」

「学校に行かないことに”後ろめたい”思いをせずに**堂々と不登校状態になっていい。**」

「**自宅においてIT等を活用した学習活動**を行ったとき、学校復帰のために適切であると校長が認める場合には**出席扱い**とすることができる。」

と、文科省は教育委員会や学校に対して「通知」を出している。

5

IT等を活用した学習活動 (ホームスクール)

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)

文科省平成17年7月6日

「不登校の児童が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には出席扱いとすることができる。
この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童が通所又は入所した学校外の施設名や自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入する。」

※ 在籍校の出席日数としてカウントされる。

6

IT等を活用した場合の出席扱いの要件

- 1.保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること
- 2.ITや郵送、FAXなどの通信方法を使った学習活動であること
- 3.訪問等による対面指導が行われること
- 4.生徒の理解度をふまえた計画的な学習プログラムであること
- 5.校長が、対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること
- 6.学校外の公的機関や民間施設等で相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること
- 7.学習計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること

文部科学省「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」より抜粋

7

不登校児童生徒への支援

- (1)不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて「社会的に自立することを目指す必要がある。
- (2)不登校となった要因を的確に把握し学校関係者や家庭、関係機関が情報共有し組織的・計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定し「社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる」支援をすることが重要。
フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し相互に協力・補完する。
- (3)不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要がある。
- (4)家庭への支援、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくる。訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要である。

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」
令和元年10月25日



8